

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成 2 7 年総務省令第 7 3 号）の一部改正が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行います。

2 改正の概要

本条例は、地域再生法に定められた地方拠点強化税制により、丹波篠山市以外に本社を置く企業が、本社機能を有する施設やその一部を丹波篠山市に移転した場合に、固定資産税の課税特例として不均一課税とすることを定めています。その適用期限は令和 8 年 3 月 3 1 日までとじていましたが、地方拠点強化税制の延長により、丹波篠山市においてもその適用期限を令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで延長します。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費制度については、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、宿泊料金の変動などの経済社会情勢の変化に対応するとともに、公務員の働き方改革に資する事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されています。これにともない、国家公務員等の旅費に関する法律施行令が令和 7 年 4 月 1 日に制定、国家公務員等の旅費支給規程が令和 7 年 4 月 1 日と令和 8 年 4 月 1 日に改正されました。

丹波篠山市におきましても、国に準じて旅費制度の改正を行い、経済社会情勢の変化等に対応するため、丹波篠山市職員等の旅費に関する条例の全部を改正します。

2 改正の概要

（1）旅費の計算等に係る規定の簡素化

ア 旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種類及び内容にかかる規定を簡素化します。

宿泊料は定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更します。

イ デジタル化の進展を踏まえ、旅行命令簿及び請求書の様式を廃止し、旅行者に対する旅行命令簿等の提示を、旅行命令簿等に記載又は記録をする事項の通知に改めます。なお、将来的には旅行命令や承認などをオンラインで行うシステムの導入を念頭に置いています。当面の間は現状の運用を継続するものとします。

（2）旅費の支給対象の見直し

ア 旅行命令権者が認める場合には、出張や勤務の実態に応じて、自宅などから出発する旅行に係る旅費の支給を可能とします。

イ 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店などに対して市から直接、旅費に相当する金額を支払うことができるようにします。直接支払うことができる者は旅行役務提供契約を締結した旅行代理店、引越し業

者、クレジットカード会社などとしします。

ウ 鉄道賃のうち、急行料金（座席指定料金を含む。）の支給について、現行の距離による制限（特別急行列車：片道 100km 以上、普通急行列車：片道 50 km以上、座席指定：片道 100km 以上）を廃止し、旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できることとしします。また、これまで鉄道賃の対象は鉄道のみでしたが、その対象を軌道（路面電車やモノレールなど）にも範囲を拡大しします。

エ 車賃にかかる規定を廃止して「その他の交通費」を新設し、路線バスやタクシー、レンタカーによる移動の実費額を支給することとしします。

オ パック旅行商品代のための旅費種目として「包括宿泊費」を新設しします。

カ 宿泊料を「宿泊費」として改め、別表のとおり都道府県ごとに宿泊費基準額を設定しします。原則として、宿泊費基準額以内での実費の支給となりますが、例外として宿泊費基準額を超える宿泊費も支給可能としします。

キ 「宿泊手当」を新設し、夕朝食代の掛かり増しを含む雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う場合にのみ支給しします。宿泊手当は、一夜あたり 2,400 円とし、宿泊代金に朝食または夕食の食事代が含まれている場合は 1,600 円とし、宿泊代金に朝食と夕食の食事代が含まれている場合は 800 円としします。

ク 赴任時の旅費の支給対象について、扶養要件を廃止し、同居する家族に支給しします。

（3）適正な支出の確保

旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、自由度が増す面もあることから、より一層、適切な支給を担保する必要があります。そのため、旅費条例及び条例施行規則の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者などに対して、旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与などからの控除を可能とする規定を設けます。

3 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

4 引用条例の改正

- ①丹波篠山市固定資産評価審査委員会条例（平成 11 年篠山市条例第 31 号）
- ②丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 45 号）

- ③丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 46 号）
- ④丹波篠山市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 47 号）
- ⑤丹波篠山市証人等の実費弁償に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 48 号）
- ⑥丹波篠山市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 50 号）
- ⑦丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年篠山市条例第 26 号）
- ⑧丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波篠山市条例第 32 号）

規則別表（宿泊費基準額）※本資料作成時点の案（基準額は国に準じる。）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円

山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

丹波篠山市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 44 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 9 年 1 月 1 日から順次施行されることとなったので、議案第 69 号により丹波篠山市税条例の一部改正を行います。

2 改正の概要**個人住民税関係**

改正概要	該当条項
(1) 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長	附則第 7 条の 3
(2) 優良住宅地造成等のための土地等の譲渡にかかる課税の特例の見直しに伴う改正	附則第 17 条の 2
(3) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う新設	附則第 19 条の 3

- (1) 個人の市民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限が令和 12 年まで延長されます。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例について、地すべり等防止法などに該当する区域の土地等について除外されることとなりました。
- (3) 特定暗号資産等に係る住民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設します。

固定資産税関係

改正概要	該当条項
(1) 固定資産税の免税点の変更	第 63 条

- (1) 物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）にそれぞれ引き上げ、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税から適用されることとなります。

その他

改正概要	該当条項
(1) 法律改正に伴うもの	第34条の7、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、附則第6条、附則第7条の3、附則第7条の4、附則第9条の2

(1) 法律の改正に伴う所要の整備等。

3 施行期日（改正条項）

- (1) 令和 9 年 1 月 1 日 第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、
附則第6条、附則第7条の3【住宅ローン控除関係】
- (2) 令和 9 年 4 月 1 日 第63条【固定資産税関係】
- (3) 令和10年 1 月 1 日 第34条の7、附則第7条の4の一部、附則第9条の2、
附則第17条の2【優良住宅地関係】
- (4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律
(令和 8 年法律第 64 号) の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日
附則第7条の4の一部、附則第19条の3【特定暗号資産関係】

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定に伴い、丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、所要の改正を行います。

2 改正の概要

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号、以下「新過疎法」とする）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって、丹波篠山市が定めるものに記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除するものです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく省令（令和 3 年総務省令第 31 号）及び奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 35 号）により、対象期限は令和 9 年 3 月 31 日までとされていますが、丹波篠山市過疎地域持続的発展計画（令和 4 年度～令和 7 年度）に基づき、本条例の対象期限は令和 8 年 3 月 31 日までとしていました。

このたび、丹波篠山市過疎地域持続的発展計画が新たに策定され、対象期限が令和 13 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、省令にあわせて、条例の対象期限を令和 8 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで延長します。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

認可地縁団体の代表者等の個人情報保護の観点から、これまでの告示をとおして閲覧できる状態を見直し、代表者等の住所は告示せず、認可地縁団体台帳の写しにおいても原則として非表示とすることなどを内容とする地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行されます。

この改正に伴い条文構造が再編され、引用する条文に条ずれが生じるため、所要の規定整理を行うものです。

2 改正の概要

条番号	改正前	改正後
第 2 条	第 1 9 条第 1 項第 1 号へ	第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号
第 1 1 条	第 1 9 条第 1 項第 1 号ト	第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号

3 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

西紀南地区には地域の集会施設がないため、旧波多野邸を地域住民の活動拠点として利活用し、地区のコミュニティセンターとして設置するため、令和 8 年 7 月に改修工事に着手し、令和 9 年 2 月に完成予定です。

これに伴い、「丹波篠山市立西紀南コミュニティセンター」を規定に加えるため、丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正します。

施設の概要（延べ床面積 2 5 8 . 7 6 m²）

部屋名	面積	定員
1 階会議室	45.00 m ²	1 5 人
2 階会議室	38.62 m ²	1 2 人
調理実習室	46.74 m ²	1 9 人

2 改正の概要

別表に次の施設を加えます。

丹波篠山市立西紀南コミュニティセンター	丹波篠山市黒田 4 7 1 番地 3
---------------------	--------------------

3 施行期日等

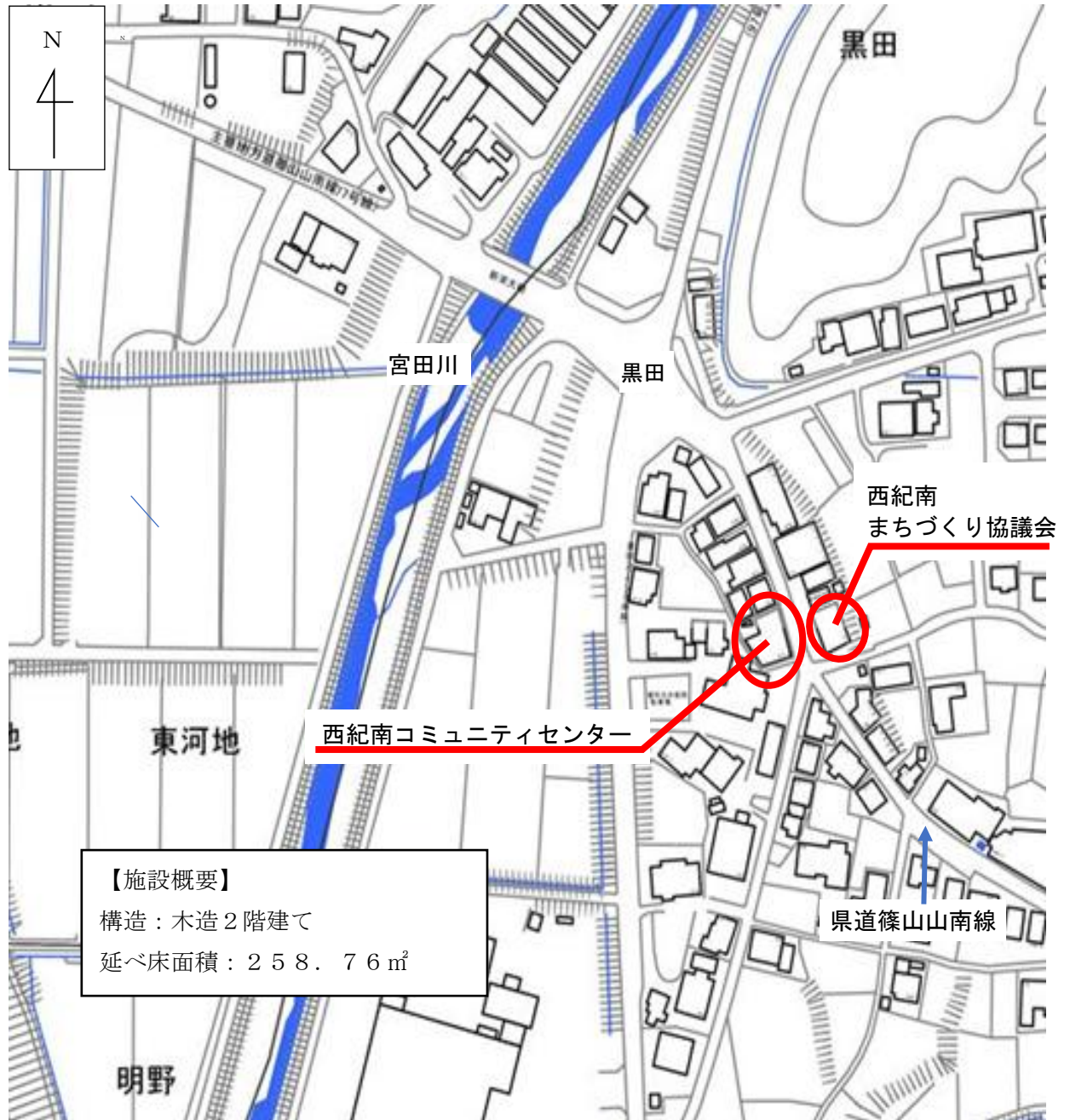
（1）施行期日

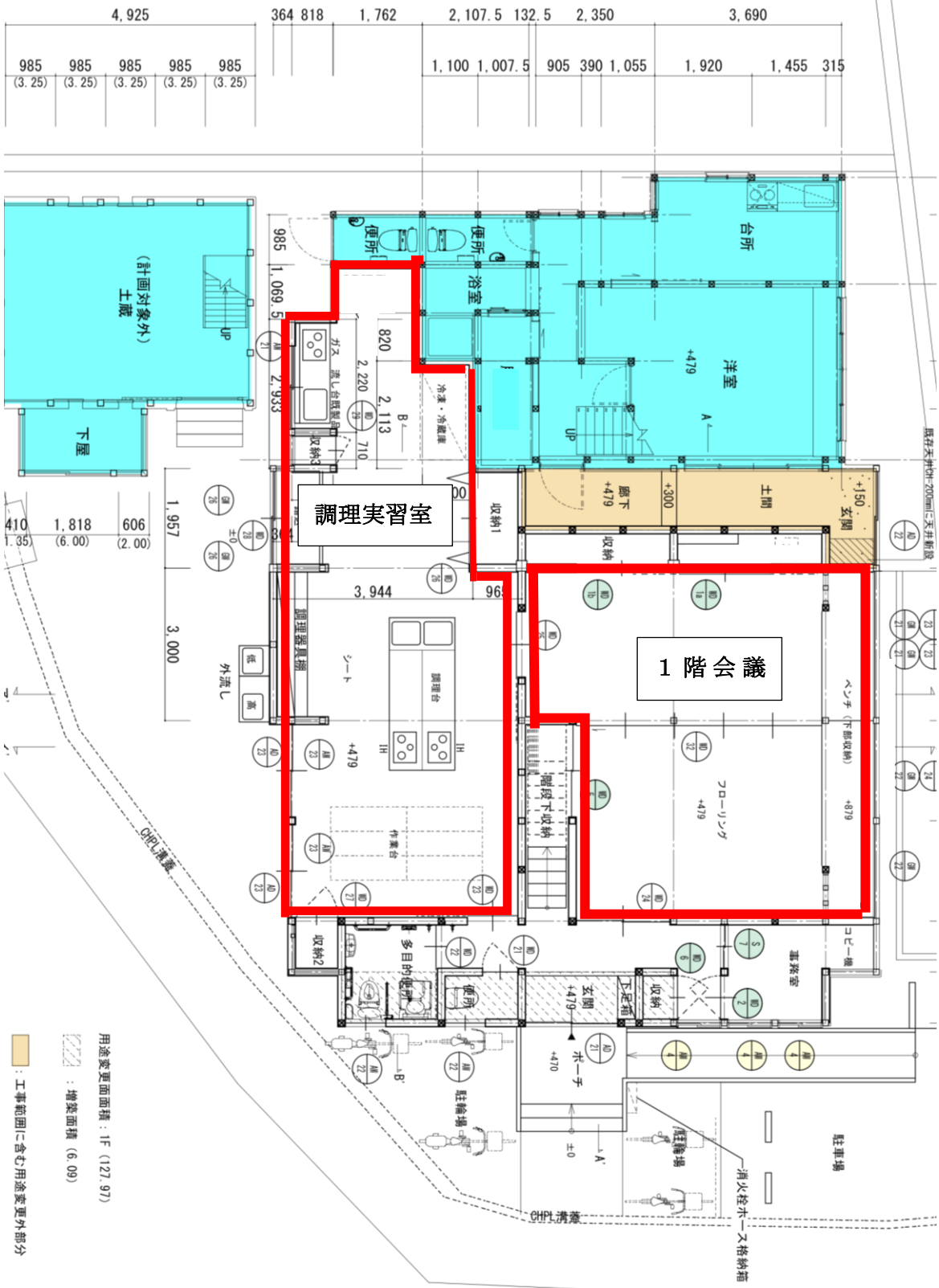
規則で定める日

（2）準備行為

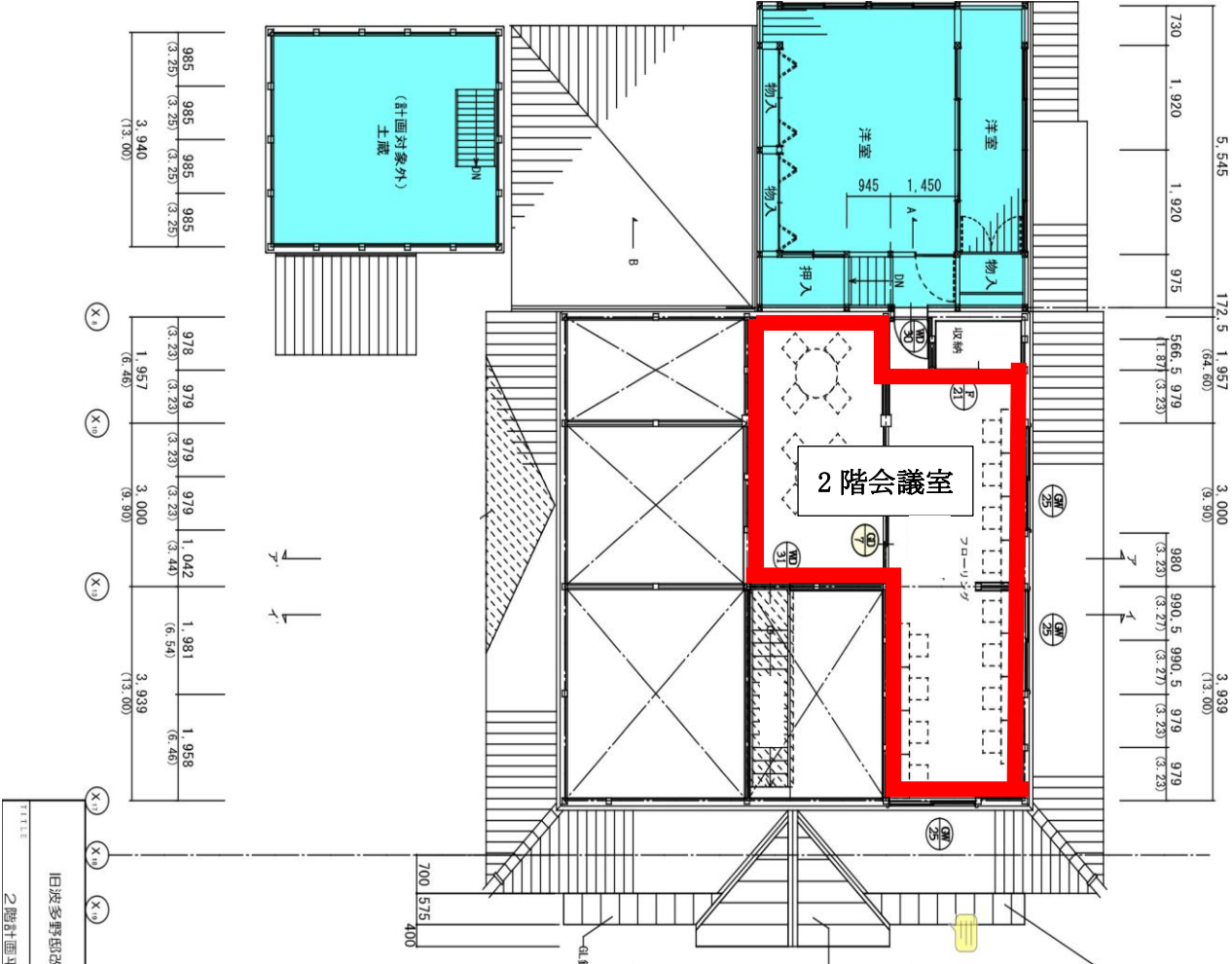
丹波篠山市立西紀南コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続等は、条例の施行日前においても行うことができることとします。

位置図





議案第 7 2 号説明資料



丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

良好な景観の保全と形成を図るため、一定規模以上の開発行為等については、景観法に基づく届出手続の対象とし、景観形成基準への適合を求めています。木竹の伐採についても、除伐、間伐等を除き、皆伐などは景観への影響を確認するため届出手続の対象としています。

一方、伐採に際しては他の法令等に基づく手続も必要となります。このうち、森林として再生される皆伐については、一定区域の樹木を伐採することにより一時的に景観が変化するものの、将来的には良好な景観が回復されることが見込まれます。また、こうした皆伐にまで複数の手続を要することが、行為者にとって過度な負担となっているとの意見が寄せられていました。

このため、当該皆伐のうち、周辺景観への影響が限定的である一定規模未満のものについては、届出制度の趣旨を踏まえ、届出手続の対象から除外し、行為者の負担軽減及び届出制度の合理的な運用を図ります。

また、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 23 号。令和 8 年 5 月 27 日公布、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)による景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

木竹の伐採について、現行では 500 平方メートル未満のものを届出手続の対象から除外していますが、今回の改正では、伐採後に森林として再生される皆伐に限り、1,000 平方メートル未満のものを対象から除外します。

あわせて、景観法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを整理するとともに、「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改めます。

3 施行期日

公布の日。ただし、景観法の一部改正に伴う引用条項の整理及び景観整備推進法人への名称改正に関する規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行します。

議案第 7 4 号説明資料

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童クラブの利用料については、保護者の負担を軽減する観点から、本条例が施行された平成 21 年 4 月 1 日以降、据え置いてきました。

しかしながら、近年、支援員等に係る人件費の上昇や物価・エネルギー価格の高騰により、施設の管理・運営に係る経費は増大しています。

このような状況下において、児童クラブの質を確保し、事業を持続的かつ安定的に継続していくため、保護者に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を図る観点から、児童クラブの利用料を改定することとし、本条例の一部を改正します。

2 改正の概要

区分			児童 1 人当たりの利用料 (月額)	
			現行	改正案
年度を通して利用する場合	月曜日から金曜日 まで利用する場合	各月 (8 月 を除く。)	6, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8, 4 0 0 円	9, 2 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	8 月	6, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8, 4 0 0 円	1 2, 3 0 0 円
長期休業期間 中のみ利用する 場合	月曜日から金曜日 まで利用する場合	4 月	2, 0 0 0 円	2, 8 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		2, 8 0 0 円	3, 3 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	7 月	2, 0 0 0 円	4, 4 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		2, 8 0 0 円	5, 0 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	8 月	6, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8, 4 0 0 円	1 2, 3 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	1 2 月	1, 4 0 0 円	1, 6 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		1, 4 0 0 円	2, 2 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	1 月	1, 4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		1, 4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	3 月	2, 0 0 0 円	2, 8 0 0 円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		2, 8 0 0 円	3, 3 0 0 円

3 施行期日

令和9年4月1日

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）が令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行されます。これに伴い、児童等に対して教育、保育等を提供する事業者は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられることとなりました。

同法の実施に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正が行われ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者は、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定が整備されました。

このことにより、国の基準に準じて定めている丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年丹波篠山市条例第 3 6 号）について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正内容に沿って一部改正を行います。

2 改正の概要

乳児等通園支援事業者は、従事者による児童対象性暴力等の防止の措置等を義務として実施すべき事業者として、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を新たに定めます。

3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）が公布され、国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 4 第 1 項で規定されていた国家戦略特別区域小規模保育事業が、満 3 歳以上限定小規模保育事業として全国展開されることになったため、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備が行われたことにより、本条例について、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

本条例の改正は、これまで国家戦略特別区域に限定されていた満 3 歳以上の小規模保育事業が、特区における実績を踏まえ、全国展開されることになり、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴う所要の改正です。

本条例は、主に特定教育・保育施設、保育所及び幼稚園、認定こども園について規定していますが、一部に小規模保育事業についての規定があるため、所要の改正を行います。

なお、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業は、これまで特区でのみ実施可能であった事業が全国で実施できるようになった制度の拡充であり、保護者や事業者の不利益が生じるものではありません。現状において、市内には小規模保育事業を実施している事業所はありません。

また、これまでは「教育・保育給付認定子ども」として支給認定を受けた子どもの総称のみが規定されていましたが、これに加えて、幼稚園や認定こども園の幼稚園枠を利用するいわゆる 1 号認定（子ども・子育て支援法第 1 9 条に規定）を指す子どもを「教育認定子ども」、保育所や認定こども園の保育枠を利用するいわゆる 2 号認定を指す子どもを「満 3 歳以上保育認定子ども」、保育所や認定こども園の 3 歳未満児、いわゆる 3 号認定の子どもを「保育認定子ども」として規定されたことに伴い、条文内の用語の整理を行います。

【新旧・区分別】小規模保育事業の比較整理表

比較項目	満3歳未満等小規模保育事業 (旧来の事業)	満3歳以上限定小規模保育事業 (新制度)
制度の成り立ち	従来の「小規模保育事業」	旧「国家戦略特別区域小規模保育事業」が、全国展開・恒久化されたもの
主な対象児童	満3歳未満（0～2歳児）	満3歳以上（3～5歳児）
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下
事業の種類	地域のニーズや職員資格等に応じ、A型・B型・C型の3区分あり	基本的にA型（有資格者中心）に準ずる形態
職員配置基準	保育所（0～2歳児）の配置基準に準じ、さらに原則プラス1名の職員を配置	保育所（3～5歳児）の配置基準に準ずる
設備（面積）基準	「乳児室」や「ほふく室」など、乳幼児（0～2歳児）の安全な発達を保障するための面積基準が適用される	満3歳以上児の活動量に応じた「保育室」や「遊戯室」などの面積基準が適用される（屋外遊戯場の確保等も含む）

教育・保育認定子どもの細分化に関するまとめ（表）

法律上の用語	実務上の呼称	年齢	保育の必要性（就労等）	主な利用施設
教育・保育給付認定子ども（※１）	（支給認定を受けた子ども全員の総称）	－	－	－
教育認定子ども（※２）	１号認定	満３歳以上	不要	幼稚園、認定こども園
満３歳以上保育認定子ども（※２）	２号認定	満３歳以上	必要	保育所、認定こども園
満３歳未満保育認定子ども（保育認定子ども）（※２）	３号認定	満３歳未満	必要	保育所、地域型保育

※１ 子ども・子育て支援法第２０条により規定。

※２ 子ども・子育て支援法第２７条により規定。

３ 施行期日

公布の日の翌日

ただし、満３歳以上限定小規模保育事業に係る改正部分については、本改正条例の公布の日

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は次の 3 つの理由によるものです。

1 つ目は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）が公布され、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 1 項で規定されていた国家戦略特別区域小規模保育事業が、満 3 歳以上限定小規模保育事業として全国展開されることになったため、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備が行われたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

2 つ目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 10 号）が公布され、保育所における保育士の数の算定に当たって、理学療法士等について、1 人に限り、保育士とみなすことができる規定が設けられたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

3 つ目は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）が公布され、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、本条例について所要の改正を行うものです。

これは特定の性犯罪歴のある人が教育・保育など、子どもに関わる仕事につけないようにする仕組みで、対象となる施設では職員の過去の性犯罪の履歴を確認することになります。

なお、市内にはこれらの改正対象となる家庭的保育事業や小規模保育事業を実施している事業所はありません。

2 改正の概要

（1）満 3 歳以上限定小規模保育事業創設に伴う改正

- ・満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する旨を規定します。
- ・満 3 歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型からは除外される旨を規定します。

（2）理学療法士等を保育士とみなす改正

保育士の数の算定に当たって、理学療法士等を 1 人に限り、保育士とみなすこ

とができる旨を規定します。

理学療法士等の範囲は次の表のとおりです。

【理学療法士等】

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）
- ・ 障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有する者

（3）保育従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施義務付けによる改正

- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（いわゆるこども性暴力防止法）の施行期日が定められたことに伴い、児童対象性暴力等の防止について規定します。

3 施行期日

公布の日の翌日

ただし、満3歳以上限定小規模保育事業に係る改正部分については、本改正条例の公布の日、こども性暴力防止法に係る改正部分については、令和8年12月25日

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市における保護者の就労状況の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、城東地区における安全・安心な乳幼児教育、保育環境を確保するため、城東保育園とかやのみ幼稚園を統合し、旧城東中学校の跡地に「丹波篠山市立かやのみ認定こども園」を設置するため、また、これまで城東保育園の園舎内で実施していた預かり保育を新設する認定こども園で実施するため、関係する 4 つの条例について改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正（第 1 条）

第 2 条の表にかやのみ認定こども園の項目を追加します。

丹波篠山市立かやのみ認定こども園	丹波篠山市日置 1 2 7 番地	1 1 5 人
------------------	------------------	---------

- (2) 丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正（第 2 条）

第 2 条の表の「丹波篠山市立かやのみ幼稚園」の項目を削除します。

- (3) 丹波篠山市保育所条例の一部改正（第 3 条）

別表の「城東保育園」の項目を削除します。

- (4) 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第 4 条）

別表の「しろたきクラブ」の項目を削除します。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

ただし、準備行為として、かやのみ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の3幼稚園区における、幼児教育において望ましい一定数の集団生活を確保し、子どもたちがより豊かな関わりの中で多様な経験をすることができる教育環境を整えるため、篠山幼稚園、たまみず幼稚園、岡野幼稚園の3園を現在の篠山幼稚園の場所に統合し、「丹波篠山市立ささやま幼稚園」を設置するため、また、預かり保育施設の通所区域について新たな統合園に改めるため、関係する2つの条例について改正するものです。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正（第1条）

第2条の表の篠山幼稚園の名称を「ささやま幼稚園」に改め、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の項目を削除します。

(2) 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）

別表中、「こどものおしろ」の通所区域を「篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の通園区域」から「ささやま幼稚園の通園区域」に改めます。

3 施行期日

令和9年4月1日

丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について

1 議案の趣旨

丹波篠山市清掃センター運営協議会（以下「協議会」といいます。）について、地方自治法第 252 条の 6（昭和 22 年法律第 67 号）の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、丹波市と協議のうえ、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止するため、議会の議決を求めるものです。

2 廃止の理由

丹波篠山市と丹波市は、丹波市山南地域から発生する廃棄物の処理を丹波篠山市清掃センターにおいて行うことについて、平成 16 年 11 月 1 日に地方自治法第 252 条の 2 の 2 の規定に基づき協議会を設置し、同センター事務の管理及び執行に関する協議・調整を行ってきました。

その後、平成 29 年 3 月 7 日付けの両市の確認書において、丹波篠山市清掃センターでの丹波市山南地域のごみの受入れを行うのは平成 39 年（令和 9 年）3 月までと定めました。

これにより、令和 9 年 3 月末をもってごみの受入れが終了し、以後の協議・調整の必要がなくなることから、本協議会を廃止するものです。

3 協議会を構成する地方公共団体

丹波篠山市、丹波市（2 市）

4 今後の手続きについて

本議案について関係市町村の各議会において議決をいただいた後、以下の手続きを行います。

- (1) 丹波市と「丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止に関する協議書」を締結（令和 8 年 10 月予定）
- (2) 地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づく、廃止の告示（令和 8 年 10 月予定）
- (3) 兵庫県知事への届出（令和 8 年 11 月予定）

確 認 書

篠山市清掃センター（以下「清掃センター」という。）の運営管理等にかかる経費負担等について、両市長の間で、次の事項を確認する。

記

1. 現施設の建設にかかる費用の負担割合は、篠山市71.83%、丹波市28.17%とする。
2. 施設運営経費の負担割合は、総額のうち20%を均等割、80%をゴミ搬入量割により算出するものとし、ゴミ搬入量割は前年度のごみの搬入量によるものとする。
3. 現施設の管理、処分については、両市の負担割合に応じた負担とする。
4. 収集運搬に要する費用は、両市相互の負担とする。
5. 旧施設の建物、設備の管理、処分については、篠山市の負担とする。
6. 丹波市山南地域のごみは、平成39年3月まで清掃センターで受け入れる。ただし、丹波市山南地域以外のごみは受け入れないものとする。
7. 現施設へ搬入する丹波市山南地域の廃棄物は、埋め立てごみを除いた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとする。
8. 現施設にかかる予算、決算および監査は、篠山市とし、共同運営費の予算、決算については、事前に協議会に提示し協議するものとする。
9. 人事、服務については、篠山市の規定によるものとする。
10. 関係地域に関する補償については、両市相互に対応するものとする。
11. 篠山市清掃センター環境保全委員会を、別途要綱により設置するものとする。
12. 本書に定める事項について、周辺環境や社会情勢による特段の大きな変更が生じたときは、その都度両者協議するものとする。

平成29年3月7日

篠山市長

酒井 隆明



丹波市長

谷口 進一



丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定 について

1 指定管理者

所在地 : 丹波篠山市大沢新 1 4 4 番地 2
団体名 : 特定非営利活動法人里地里山問題研究所
代表者氏名 : 鈴木 克哉

2 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

3 提案指定管理料

9, 7 6 7, 0 0 0 円／年

4 管理運営

（1）運営方針

地域の子育て家庭に対する育児支援及び地域の活性化を図るため、子育て中の保護者と子どもが安心して集い、遊び、学び、相談し、地域とつながることのできる子育て支援拠点を目指す。また、丹波篠山の自然や文化、地域人材等の資源を活かし、乳幼児期から小学生期までを見通した子育て支援を充実させる。

（2）取組内容

年齢別の親子交流事業、保護者の心身のリフレッシュを目的とした事業、家庭や地域における子育て環境を考える勉強会、親子の絆づくり事業、小学生を対象とした自然体験活動、乳幼児親子の居場所づくり、親子同士の仲間づくり、地域住民との交流事業など

5 指定管理者選定委員会での審議

（1）丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドに係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、8 月 6 日に開催した指定管理者選定委員会において、特定非営利活動法人里地里山問題研究所を指定管理候補者として選定することを妥当とした。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
竹見 聖司	行政経営部長	
藤田 尚位	企画総務部長	
河南 剛	学校教育部長	

6 指定管理候補者検討会での評価

(1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等5名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ1団体の応募があり、7月21日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、特定非営利活動法人里地里山問題研究所を指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦した。

(2) 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド指定管理候補者検討会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
中野 悟	丹波篠山市教育委員会事務局 こども未来部長	委員長
上田 忠	味間地区自治会長会 会長	副委員長
森 豊彦	味間地区まちづくり協議会 会長	
三宅 利裕	公認会計士	
久保 詩織	市内在住児童保護者	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者
		特定非営利活動法人里地里山問題研究所
① 管理運営方針	5	4. 5
② 利用ニーズに応じた質の高い管理運営に向けた取り組み	20	16. 0
③ 費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取り組み	10	8. 0

④ 危機管理体制の確保	1 2	1 0 . 0
⑤ 申請団体の管理運営体制	8	5 . 5
⑥ 申請団体の経理的基礎	1 0	8 . 0
⑦ 申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績	1 0	7 . 0
⑧ 提案価格	1 0	8 . 0
⑨ 自主事業	1 5	1 2 . 0
合 計	1 0 0	7 9 . 0

7 総評

(1) 申請団体は1団体のみであり、他団体との比較はできないものの、全委員が70点以上の評価を付けた。各委員の採点結果について、評価項目ごとに最高点及び最低点を除いて集計した結果、平均得点は79点となり、管理運営能力は総合的に高く評価された。

(2) 申請団体は、平成29年のおとわの森子育てママフィールド開設当初から施設管理に携わり、多様な子育て支援事業を継続して実施してきた実績を有している。

また、地域や大学等との連携体制も構築されており、これまでの運営実績と提案内容を総合的に勘案すると、今後も安定した施設運営と利用者サービスの向上が期待できる。

令和 7 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和 7 年度の未処分利益剰余金にかかる処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和 7 年度の未処分利益剰余金 5 7 1, 1 3 3, 6 9 3 円は、令和 7 年度の純利益 2 6 6, 6 6 9, 3 1 3 円と、令和 7 年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金 2 7 3, 0 0 0, 0 0 0 円並びに建設改良事業の財源として取り崩した建設改良積立金 3 1, 4 6 4, 3 8 0 円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還に充てるため 2 4 6, 4 6 7, 3 1 3 円を減債積立金に積み立て、建設改良事業の財源とするため 2 0, 2 0 2, 0 0 0 円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和 7 年度の企業債償還と建設改良事業に使用した減債積立金並びに建設改良積立金の取崩額 3 0 4, 4 6 4, 3 8 0 円を資本金に組み入れます。

○剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本費	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和 7 年度末残高	3,993,543,972	1,717,003,359	571,133,693
議会の議決による処分	304,464,380	0	△571,133,693
減債積立金への積立	0	0	△246,467,313
建設改良積立金への積立	0	0	△20,202,000
資本金への組入	304,464,380	0	△304,464,380
処分後残高	4,298,008,352	1,717,003,359	0

令和 7 年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和 7 年度の未処分利益剰余金に係る処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和 7 年度の未処分利益剰余金 1 7 7, 0 5 8, 8 3 9 円は、令和 6 年度から繰り越した未処分利益剰余金 9 9, 3 4 3, 3 4 3 円と、令和 7 年度の純利益 7 7, 7 1 5, 4 9 6 円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還のため 7 7, 7 1 5, 4 9 6 円を減債積立金に積み立てます。

また、令和 7 年度の資本的収支不足額の補てんに使用した 9 9, 3 4 3, 3 4 3 円を資本金に組み入れます。

○剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本費	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和 7 年度末残高	6,596,333,718	0	177,058,839
議会の議決による処分	99,343,343	0	△177,058,839
減債積立金への積立	0	0	△77,715,496
資本金への組入	99,343,343	0	△99,343,343
処分後残高	6,695,677,061	0	0